

# 大使館便り

第241号 令和5年4月10日  
在ポルトガル日本国大使館

## 1. 太田大使からの御挨拶

当地も春らしい日差しを感じるようになって参りましたが、いかがお過ごしでしょうか。

3月は東京の外務本省にて、欧州の各国大使が一同に会する欧州大使会議が開催されました。当該会議においては、現下の欧州の安全保障問題やエネルギー情勢等について各国の大使並びに関係機関と意見交換を行いました。また、日本に帰国している機会をとらえ、ポルトガルと縁のある徳島市、並びにポルトガルと同様水素戦略に力を入れている神戸市を訪問し、あり得べき二国間協力等について議論を行いました。当館としても引き続き、あらゆる面で日本とポルトガルとの協力関係を深化することができるよう、尽力したいと思っております。

季節の変わり目で体調を崩しやすい時期になっていますが、在留邦人の皆様方におかれましては、体調管理には十分お気をつけください。

## 2. 政治・経済関係

### (1) コスタ首相、日本企業出資会社による水素注入式典へ参加

3月7日、コスタ首相は日本の丸紅と東邦ガスが共同出資するガス配送会社 Floene が挙行した実証事業サイトにおける都市ガス配管へグリーン水素を公式に注入する式典へ参加しました。式典へはコルデイロ環境気候行動大臣も参加し、当館からは臨時代理大使が参加しました。コスタ首相はスピーチにて「より持続可能な将来と経済発展を同時に達成するために、私たちは再生可能エネルギーに更に注力しなければならない」とグリーン水素の重要性を強調しました。ポルトガルは2020年に国家水素戦略を発表するなど、2050年（最近の首相の発言で2045年に前倒しする意思あり）までの気候中立を達成するために水素を脱炭素化の柱として重視しています。

### (2) 国際女性デーのイベントが各地で開催

3月8日、国際女性の日に関連行事が各地で行われ、コスタ首相、レベロ・デ・ソウザ大統領が出席しました。ソウザ大統領は外務省で働く女性職員に対して、女性の多様な分野での活躍をたたえ、「今後もあらゆる側面で女性職員が潜在能力を発揮できる環境作りを約束する」と述べました。また、コスタ首相はエルヴィラ・フォルトナト科学・技術・高等教育大臣とともに100人の女性科学者との昼食会へ参加し、男女平等の重要性を強調しました。フォルトナト大臣は「高等教育では科学、数学分野で女性が大きなウェイトを占めているが、工学、技術の分野では更なる進歩が必要である」と指摘しました。更に、「ポルトガ

ル上場企業の役員68名のうち、女性はわずか9人で全体の13%に過ぎず、更なる男女平等の促進が期待される」と述べました。

### (3) ウクライナへ更なる軍事支援を発表

3月8日、エレナ・カレイラス国防大臣は、ストックホルムで行われたEU防衛大臣会合へ参加する直前に、前月にウクライナへ支援すると表明した戦車3両を提供する準備ができたと明らかにしました。カレイラス大臣は「我々が2月に供与を約束した戦車3両は準備ができており、現在ドイツにある。最終チェックを行った後、ドイツが供与する戦車と共に今月末までにウクライナへ送られる」と述べ、3月28日に戦車3両はウクライナに到着しました。また、3月下旬に行われたEU外務理事会で、他のEU加盟国と共に更なる弾薬を提供する提案に合意するなど、ウクライナへの継続した支援と強固なEUの団結を強調しました。

### (4) レベロ・デ・ソウザ大統領、就任7周年を迎える

3月9日、レベロ・デ・ソウザ大統領は就任7周年を迎えました。(2021年1月に再選、現在2期目) これを受けて、コスタ首相は自身のツイッターを通して「共和国大統領として7周年を迎えられたことにお祝い申し上げます。この数年間は、健全かつ前向きに連携し、互いの役割を尊重し合ってきた年でした。今後もポルトガルと国民のためにこの素晴らしい関係を継続することを約束します。」とメッセージを送りました。

### (5) コスタ首相、サンチェス・スペイン首相と首脳会談

3月14、15日、コスタ首相は、スペイン領カナリア諸島のランサローテ島で開催された第34回ポルトガル-スペイン首脳会議に参加し、スペインのペドロ・サンチェス首相と会談しました。「ポルトガルとスペイン：大西洋の中のヨーロッパ」と題された本会談において、両首脳は、ロシアのウクライナ侵攻、エネルギー、欧州自治など今年欧州において主な議題になる分野にて意見交換を行いました。コスタ首相は会談後、自身のツイッターアカウントより、「私たちは、目の前にある課題への最適な答えを一緒に考えていく」と述べ、両国の協力と連携の重要性を再確認しました。

### (6) インテルカンプス社の世論調査結果 — 3月

3月17日、インテルカンプス社は政党支持に対する世論調査の結果を発表しました。物価上昇への対応が続く中、与党・社会党(PS)の支持率は25.9%(前月比2.5ポイント増)に増加し、最大野党・社会民主党(PSD)の支持率は24.2%(同1.4ポイント増)と増加しました。PSとPSDの支持率の差は1.7ポイント(前月比0.9ポイント増)に増加しました。その他政党ではシェーガ党(CH)、左翼連合(BE)及び自由党(Livre)が支持率を伸ばし、リベラル主導党(IL)、人と動物と自然の党(PAN)

および自由党は支持率が減少しました。上記の結果を踏まえると、右派政党の支持率は46%となり、左派政党の37.2%を上回ります。

同社による最新の政党別支持率は以下のとおりです。

政党	10月	11月	12月	1月	2月	3月
社会党 (PS)	28.3	24.2	27	26.3	23.4	25.9
社会民主党 (PSD)	24.8	22	22.1	24.9	22.8	24.2
シェーガ党 (CH)	9.2	11.4	9.6	9	11.6	13.5
リベラル主導党 (IL)	7.3	6.7	7.5	6.4	7.4	7
左翼連合 (BE)	6.1	6.1	7.5	6.3	4.8	6.7
統一民主連合 (CDU) *	2.6	5.4	3.8	3.1	3.9	3.2
人と動物と自然の党 (PAN)	1.8	2.3	3.1	3.1	2.4	1.5
民主党 (CDS) **	0.6	1.3	1.9	0.6	0.9	1.3
自由党 (Livre)	2.2	2.3	1.7	2	1.3	2.4

※ポルトガル共産党 (PCP)・緑の党 (PEV) の連合

※※現在無議席

### (7) レベロ・デ・ソウザ大統領、コスタ首相、第28回イベロアメリカ首脳会議へ参加

3月25、26日、レベロ・デ・ソウザ大統領、コスタ首相及びクラヴィーニョ外相は、ドミニカ共和国のサント・ドミンゴで開催されたイベロアメリカ首脳会議に参加しました。「公正で持続可能なイベロアメリカのために共に」と題された本首脳会議では、貿易協定、エネルギー転換、CPLP (ポルトガル語諸国共同体) との協力など多岐にわたる分野について意見交換が行われました。コスタ首相は、CPLPがイベロアメリカ共同体にオブザーバーとして参加したことに触れ、「ポルトガルは、イベロアメリカ首脳会議とCPLPの協力を強化するために、100万ユーロの基金を創設するイニシアティブを取り、すでにスタートした。」と発表しました。加えて、エネルギー転換について、「世界最大のリチウム埋蔵量はここ中南米にあり、ヨーロッパ最大のリチウム埋蔵量はスペインとポルトガルにある」と両大陸が持つ資源に言及し、「私たちはエネルギー転換のための偉大な同盟となるべきである」と述べ、イベロアメリカ共同体内での協力の重要性を強調しました。

## 3. 広報・文化関係

### (1) カスカイス市カイロス・モンテッソーリ (Kairos Montessori) 校における教育広報

3月8日、カスカイス市カイロス・モンテッソーリ校において、当館広報文化班による教育広報を実施しました。

限られた時間ながら、3歳から13歳までの子供たちが年齢ごとに4つのグループに分かれ、日本の様々な伝統文化（紙芝居、折り紙、切り紙、書道など）を体験しました。また、日本の四季の展示物、建築模型、和食の食品模型、衣服、日本語の音楽、歌舞伎など、日本の様々な姿に触れました。

このささやかな体験が、少しでも日本に対する興味につながり、将来への新たな「日本発見」の糧となってくれることを願います。



## （2）国際交流基金図書寄贈式の実施

3月9日及び10日、リスボン新大学、コインブラ大学、ポルト大学、ミーニョ大学において、国際交流基金「日本研究機関図書寄贈プロジェクト」寄贈式が実施されました。今回の寄贈式を通じて、学生、研究者の方々を含めた多くの皆様に日本に関する関心と見識を深めていただけることを願います。



## （3）帰国留学生交流会

3月24日、大使公邸において、帰国留学生交流会が行われ、帰国留学生12人及び帰国JET（「語学指導等を行う外国青年招致事業」）参加者2人が参加しました。

1986年以来、ポルトガルからの国費留学生・JETプログラム参加経験者は合わせて90人以上に上ります。交流会では、太田大使の歓迎の挨拶に引き続き、当館からの日本ポルトガル交流480周年の紹介、ポルトガル日本同窓会からの同窓会活動の紹介が行われた後、参加者がそれぞれ日本で培った豊かな経験に基づき活発な意見交換を行いました。



## （4）菊池玲子氏に対する日本国外務大臣表彰授与式の実施

3月29日、日本大使公邸において、菊池玲子氏（ポルト大学文学部日本語ティーチングアシスタント）に対する外務大臣表彰授与式が行われました。

菊池玲子氏は、長年、ポルト大学において日本語教育に携わるとともに、ポルトガルにお

ける唯一の日本語能力試験実施機関兼会場である同大学の教員として、初回2010年から今日まで終始ボランティアとして同試験の運営・実施に携わり、成功に導いてきました。またその間、「ポルトガル日本語教師会」（2019年以前は「ポルトガル日本語教師連絡会」）において長年にわたり役員を務め、その豊富な日本語教授経験を活かして当地における着実な日本語学習層の拡大に貢献してきました。

外務大臣表彰は、我が国と諸外国との友好親善関係の増進に特に顕著な功績のあった個人及び団体についてその功績を称え表彰するものです。

当館は、これまでの菊池玲子氏のポルトガルにおける日本語普及、ひいては両国間の相互理解促進への尽力に感謝の意を表するとともに、今後一層のご活躍を祈念いたします。



## （お知らせ）

今後、当館主（共）催による日本関連イベント開催に当たり、大使館便りに加えてEメールによる招待状やイベント情報の送付を希望される方は、[cultural@lb.mofa.go.jp](mailto:cultural@lb.mofa.go.jp)まで御連絡ください。

## 4. 領事関係

### （1）ワールド・ユース・デイに関する注意喚起

本年8月1日から6日にかけて、カトリックの最大のイベントであるワールド・ユース・デイがリスボンにおいて開催されます。ポルトガルの準備委員会やリスボン市は世界各地から150万人が集まることを想定しています。

同イベントに先立ち、7月26日頃より世界各地から青年が集まり、ポルトガル各地で交流を深める予定です。8月1日からの本大会では、いずれかの日にローマ教皇が参加する予定です。リスボン市内では、エドアルド7世公園から当館が所在するリベルダーデ大通りを参加者が埋め尽くすことが想定されています。

上記のとおり、本件イベント開催期間は非常に多くの人々がリスボン市内に滞在することから交通の混乱等を始め、都市機能の混乱が予想されます。つきましては、夏にリスボンを訪問する予定の方は、本件イベント開催期間を避けるようにしてください。

### （2）新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルスに関する情報は、以下のサイトを御参照ください。なお、当国内で

は、依然、医療機関・施設、高齢者・要介護者・障害者の支援施設及び当該者の自宅支援におけるマスクの着用が義務付けられています。

〈参考〉

ポルトガル保健省保健総局新型コロナウイルス総合ページ

<https://www.dgs.pt/corona-virus>

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

内閣官房ホームページ

<https://corona.go.jp/>

厚生労働省ホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

### (3) 日本へ（一時）帰国をお考えの方へ

昨年11月1日以降、「入国審査」、「税関申告」及び「検疫（いわゆるこれまでのファストトラック）」が、「Visit Japan Web」と称するオンラインサービスで一元的に利用可能となりました。同サービスを利用することにより、入国時の空港手続きの所要時間を短縮できますので、こちらのリンク (<https://vjwt-lp.digital.go.jp/>) から同サービスのサイトにアクセスの上御登録ください。

ア 本年5月7日までの間、入国時に求められる条件は以下のとおりです。

新型コロナウイルスワクチン未接種、1回あるいは2回接種した方

全ての入国・帰国者は、ポルトガル出国時刻前72時間以内に受検した検査（陰性）証明書（注）の提示が求められます。本邦到着時の空港での検査及び自宅待機は求められません。

新型コロナウイルスワクチンを3回分接種した方

3回分の接種証明書が提示できれば、出発前検査、入国時の空港での検査並びに自宅待機は不要です。

（注）上記アの検査（陰性）証明書については、日本に向かう当国発便の出発時刻前72時間以内に受検した検査結果が有効です。同証明には厚生労働省所定の様式（[日本語・英語](#)又は[英語・ポルトガル語](#)）を御利用ください。この様式による証明を行う当国内の医療機関・検査機関のリストは当館ウェブサイト（<https://www.pt.emb-japan.go.jp/files/100178283.pdf>）に掲載しています。なお、同様式に記載されている検体、検査方法等全ての項目が英語で網羅されていれば、医療・検査機関の様式をそのまま御利用いただいても差し支えありません。

イ 本年5月8日以降、出国時刻前72時間以内に受けた検査（陰性）証明又はワクチン接種証明書（3回分）の提示は不要となる予定です。一方、同日から、発熱・咳などの

症状がある渡航者に対し、主要5空港（成田・羽田・中部・関空・福岡）において、任意でゲノム解析が実施されます（感染症ゲノムサーベイランス（仮称））

#### （４）ポルトガルへの入国について

現在、入国時のワクチン接種証明書、陰性証明書はいずれも不要です。

#### （５）海外在留邦人等向けワクチン接種事業

本事業は、2023年3月にて終了しました。

#### （６）外国籍者の日本への入国

日本国とポルトガル共和国との間の一般旅券所持者に対する相互査証免除措置（滞在90日以下）は、日本時間昨年10月11日から適用を再開しています。一方、長期滞在者及び相互査証免除措置のない国及び地域については、従前どおり査証を要しますので御留意ください。詳細は、外務省ウェブサイト（[新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の強化に係る措置について | 外務省 \(mofa.go.jp\)](https://www.mofa.go.jp/press/2023/03/23_01.html)）を御覧ください。

#### （７）日本入国に際する畜産物や植物の持ち込みについて

海外から日本への肉製品や果物・野菜等の持ち込みは法律で厳しく制限されています。これらを持ち込むと重い罰則の対象になりますので、御帰国の際は肉製品や果物・野菜等を持っていかないよう御注意ください。詳細は以下のリンク（農林水産省）を御確認ください。

（動物検疫）<http://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/aq2.html>

（植物防疫）<https://www.maff.go.jp/pps/j/trip/keikouhin.html>

#### （８）海外に住んでいても国政選挙への投票は可能です。

ア 在外投票を行うには、在外選挙人名簿に登録し、あらかじめ在外選挙人証を取得しておく必要があります。在外選挙登録申請手続きについては以下のリンク先を御参照ください。また、登録申請を希望される方は、当館領事班宛てにお電話かメールで御来館の予約をお取りください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/flow.html>

イ 遠隔地にお住まいの方等一定の条件を満たす方には、在外選挙人登録申請の際、本人出頭を免除する特例措置も採用しております。その場合、ビデオ通話を通じた本人確認及び事前に郵送、電子メールによる送付又は託送された提出書類の原本確認を行うことによって、来館いただくことなく在外選挙人登録申請ができます。御希望の方は事前に当館まで御相談ください。

## (9) 旅券の電子申請の開始

令和5年3月27日から、旅券の発給申請手続が一部オンライン化されました。具体的には、旅券の残りの有効期間が1年未満で、旅券の記載事項を変更しない場合に新たな旅券の発給を申請する、いわゆる切替申請の場合には、電子申請も可能です。その場合、申請時の旅券事務所ないし在外公館への出頭が不要となります。詳しくは以下のリンク先を御覧ください。[https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/11\\_000001\\_00830.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00830.html)

## (10) 「在留届」に関するお願い

近年、海外で生活する日本人の増加にともない、海外で事件や事故等思わぬ災害に巻き込まれるケースが増加しています。万一、在留邦人の皆様がこのような事故・災害に遭われた場合、当館は「在留届」を基に皆様の安否確認や援護活動を行っています。また、「在留届」を提出いただいた方々には、感染症、大規模事件・事故・自然災害、テロなどの安全に係る情報をメールで発信しています。

「在留届」は、旅券法において、日本国外に住所または居所を定めて3か月以上滞在される日本国籍者を対象にその提出が義務付けられています。届け出は、当館にお越しただかなくても、以下のサイトから御入力いただけます。今後、様々な手続きが「在留届」と紐付けられる予定ですので、その観点においても同サイトからの届け出をお勧めします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、当館が把握している情報の精度を維持するため、ポルトガルからの転出及び帰国の際には、「帰国・転出届」の御提出も忘れずをお願いします。

## (11) 第三国に出国の際の「たびレジ」登録のお願い

在留届を提出されている在留邦人の皆様は、普段は海外安全情報配信サービス「たびレジ」に登録する必要はございません。しかし、休暇、出張等で第三国にお出かけの際には、是非「たびレジ」の登録をお願いします。「たびレジ」に登録すると、渡航先の大使館・総領事館から、日本語で最新の安全情報がメールで届きます。また、感染症の流行を含め大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急連絡のメールも届き、安否の確認や必要な支援などを受けることができます。

御登録はこちらから→ <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## (12) 免税

2023年4月1日から、消費税免税制度が改正され、以下の要件を満たす方は免税購入対象者となります。在留証明の申請については、当館 HP ([https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/00\\_000098.html](https://www.pt.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000098.html)) を御確認ください。

(観光庁 HP からの一部抜粋)

ア 外国籍を有する非居住者



- ・「短期滞在」、「外交」、「公用」の在留資格を有する者
- ・出入国管理及び難民認定法第十四条から第十八条までに規定する上陸の許可を受けて在留する者

イ 日本国籍を有する非居住者

- ・国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することを在留証明又は戸籍の附票の写しにより確認がされた者※

※在留証明、戸籍の附票の写しは、免税購入対象者が最後に入国した日から起算して6月前の日以後に作成されたものにて確認する必要があります。

### (13) マイナンバーカードの取得について～海外から帰国したら～

ア あらゆるモノやサービスがインターネットでつながるこれからの時代において、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするためには、安全で確実な本人確認ができることが大前提になります。マイナンバーカードは、そのような時代に不可欠な本人確認ツールであり、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤となるものです。

イ マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、顔写真入りの公的な身分証明書です。また、マイナンバーカードを持っていると、自治体によっては、役所に行かなくてもお近くのコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得が可能です。毎日朝6時半から夜11時まで利用でき、役所の窓口で手続をするよりも手数料が安くなる市区町村もあります(ただし、市区町村によって手数料やサービス内容が異なります。)。また、マイナンバーカードを用いてe-Taxによる確定申告をはじめ色々な手続や契約を行うことも可能です。現在、マイナンバーカードは健康保険証としても使用でき、病院や薬局の受付でカードリーダーにマイナンバーカードをかざせば、カードのICチップによりオンラインで保険資格の確認ができます。本年3月末にはおおむね全ての医療機関や薬局においてカードリーダーが導入される予定です。

ウ マイナンバーカードは健康保険証として機能するので、就職や転職、引っ越しをした場合でも、保険証の切替えを待たずにマイナンバーカードで医療機関の受診や薬局での受付ができる他、高額療養費の限度額認定証や高齢者の方の高齢者受給者証など健康保険証以外の書類の窓口への持参が不要になります。このように、マイナンバーカードがあれば本人確認が必要になる様々な手続きの場面で利便性が高まるといえます。

エ カードの交付手数料は無料です。まだお持ちでない方は、御帰国後速やかに取得申請を行って頂くことをお勧めします。

### (14) 御来館時のお願い

現在、領事窓口は原則予約制を採用しています。御来館の際は、事前にお電話かEメールで予約をお取りいただきますようお願いいたします。

関連頁はこちら→[大使館案内 | 在ポルトガル日本国大使館 \(emb-japan.go.jp\)](#)

### (15) 本「大使館便り」を含む当館領事業務へのご意見募集

当館では、領事サービスの向上を図るため、皆様からの御意見を募集しています。些細な事柄でも結構ですので、御意見・御要望等があれば、お気軽に下記領事班あてに電子メールにて御連絡ください。

#### 在ポルトガル日本国大使館（領事班）

住所：Avenida da Liberdade 245-6 1269-033 Lisboa

TEL：21-311-0560 FAX：21-354-3975 email：[consular@lb.mofa.go.jp](mailto:consular@lb.mofa.go.jp)